

第155回新生ふくしま復興推進本部会議
第51回福島イノベーション・コースト構想推進本部会議
合同会議 議事録

- 日時：令和7年12月5日（金） 14：40～14：47
- 場所：危機管理センター災害対策本部会議室（北庁舎2階）

【鈴木副知事】

ただ今から、新生ふくしま復興推進本部会議、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議の合同会議を開催いたします。

早速、議題の1つ目「福島復興再生基本方針案（案）」について、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料1―1を御覧ください。本年6月に閣議決定されております「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更など今後の福島の復興・再生に関する政府の方針や復興の進捗等を踏まえ、政府において「福島復興再生基本方針」を改定する予定です。

先月28日に改定案が示され、福島特措法の規定に基づき、福島県知事の意見を求められているところであります。

改定案の全体構成につきましては、資料左側のとおり、第1部が原子力災害からの福島の復興・再生、第2部が避難指示・解除区域の復興・再生、第3部が福島全域の復興・再生となっております。

今回、県内の全ての市町村に意見を聴いた上で、資料右側のとおり、県知事意見案をとりまとめております。

その内容は、

1. 本方針（案）に基づく施策実施に必要な予算の確保
2. 避難指示・解除区域の復興・再生
3. 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現
4. 福島イノベーション・コースト構想の推進等
5. その他福島の復興・再生を推進するための措置

の大きく5項目となっております。

中長期にわたり必要となる十分な財源や枠組み、復興を支える制度の確実な確保を始め、復興推進に必要な措置について、新たな基本方針の記載を遵守し確実に実施することなどを意見したいと考えております。

【鈴木副知事】

今の説明に関して、何かありますか。

なければ、対応方針について原案のとおり決定することといたします。

知事からお願いいたします。

【知事】

これまで、福島復興・再生の要である福島特措法、それに基づく基本方針及び再生計画による様々な措置や取組によって、着実に復興の歩みを進めてきました。

一方、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題等に加え、復興のステージが進むにつれ新たに顕在化する課題にも対応する必要があるなど、福島の復興は今後も長く厳しい戦いとなります。

今回の福島復興再生基本方針の改定案には、福島の復興の推進に向けた重要な内容が盛り込まれています。中長期にわたり必要となる財源や制度を確実に確保した上で、新たな基本方針に基づく施策等が確実に実施されることが不可欠です。

政府においては、福島県の意見を踏まえ、速やかに基本方針を閣議決定し、引き続き、地元の声を真摯に受け止め、県・市町村、関係機関と一丸となって、復興・再生を進めていただきたいと思います。

各部局においても、この新たな基本方針に基づき、復興が更に加速するよう、国や市町村等と連携して取組を進めてください。

【鈴木副知事】

次に、議題の2つ目「県営復興公営住宅の今後の対応」について、避難地域復興局長。

【避難地域復興局長】

資料2をご覧ください。県営復興公営住宅の今後の対応について、お諮りするものです。

1の現状と課題でございますが、県営復興公営住宅については、避難元への帰還や新たな住まいの確保が進み、空き住戸の増加により入居率の低い団地では、維持管理の負担増や自治組織の維持が困難になるなどの課題が生じております。

また、令和8年3月末の応急仮設住宅の供与終了に向けた、避難者の生活再建の意向を踏まえ、今後、復興公営住宅への入居希望者が減少することが見込

まれることから、空き住戸の有効活用を図るため、入居要件の緩和を行うものであります。

2の緩和の内容でございますが、これまでも、入居率80%以下の団地に限り、一般県営住宅入居資格者の応募を可能とする措置を講じてまいりましたが、来年度以降、全ての復興公営住宅団地について、避難者・被災者に加え、一般県営住宅入居資格者の応募を可能とすることといたします。

なお、今回の要件緩和後も引き続き、避難者・被災者の入居を最優先にすることに変わりはありません。

3の今後のスケジュールにつきましては、令和8年4月の入居者募集から、入居要件の緩和を開始する予定であります。

【鈴木副知事】

今の説明に関して、何かありますか。

なければ、対応方針について原案のとおり決定することといたします。

知事からお願いいたします。

【知事】

長期化する避難生活の中で、これまで復興公営住宅において避難者の皆さんの安定した住まいの確保や生活再建を支援してきました。

今回の決定により、全ての団地において一般県営住宅入居資格者の応募が可能となりますが、避難者・被災者のみなさんの優先入居は継続していきます。

今後は、避難者の方のみならず、様々な方々が、同じ団地で生活を共にする機会が増えていきます。このため、引き続き、入居者が安心して生活できる環境づくりにしっかりと取り組んでください。

【副知事】

以上で合同会議を閉じます。